

令和2年5月18日

こども食堂運営者の皆さま

鳥取県くらし応援対策室

新型コロナウイルス対策緊急応援事業補助金の創設について

本県では、こども食堂等の子どもの居場所確保に資する事業に対し、県及び市町村で運営費等の補助を行なっているところですが、この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、運営方法を変更するなどした場合、その追加経費に係る補助を下記のとおり行なっておりますのでお知らせします。

については、補助金交付のご希望、ご相談がありましたら、当室までお問い合わせください。

記

こども食堂新型コロナウイルス対策緊急応援事業

1 交付先

県内でこども食堂を実施する民間団体等

2 補助内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、新たに必要となる以下の経費

- (1) 食事提供の変更に係る経費（弁当の配布に係る経費等）
- (2) 会場に要する経費（会場の分散、変更を伴うもの等）

3 補助金上限額等 100千円／団体

4 交付申請の時期 補助事業に着手する20日前までにご提出ください。

（上記によらず5月31日までに申請される場合は、交付対象とします。）

5 お問い合わせ先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課くらし応援対策室（鳥取市東町1丁目220番地）

電話：0857-26-7859

ファクシミリ：0857-26-8116

※交付申請書様式等については、県ホームページで情報を公開していますのでご参考ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/273824.htm>